

愛 媛 県

こ^うく^う
歯と口腔の健康づくり推進条例

平成22年6月29日公布・施行

生涯を通して楽しい食生活や健康な日常生活を送れるよう
歯と口腔の健康づくりに取り組みましょう



「愛媛県 歯と口腔の健康づくり推進条例」は、県、市町、保健医療・教育・福祉等の関係者がお互いに連携・協力しながら、県民のみなさんとともに歯と口腔の健康づくりを推進する条例です。

愛媛県

「^{こうくう}愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例」の主な内容

目的 (第1条)

行政・関係団体・県民がそれぞれの役割を担い、お互いに連携・協力し、歯と口腔（口の中）の健康づくりを推進することを目的としています。



県民健康づくり計画
イメージキャラクター
ヘルシーくん

基本理念（第2条） 歯と口腔の健康づくりの基本的な考え方

- からだの健康を支えるうえで、歯と口腔の働きが重要であることを県民の皆さんや関係者が広く認識して取組みます。
- 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた取組みが行われるよう、各分野が連携・協力します。

それぞれの役割

県の役割

(第3条、第8～13条)



○歯科保健推進計画の策定

- ・歯と口腔の健康づくりの基本的な方針や目標を盛り込んだ計画を定めます。
- ・計画には関係者や県民の皆さんの意見を反映させます。

○基本的施策の実施

- ・歯と口腔の健康づくりに役立つ情報を発信します。
- ・フッ化物を用いた洗口等を支援し、効果的なむし歯予防の取組みを行います。
- ・各機関との連携体制を整備します。
- ・障害をもつ方や要介護者等の歯科検診等の機会を設けます。
- ・人材確保や資質の向上に努めます。

○県と市町との協働

- ・市町の歯と口腔の健康づくりの計画の策定や施策を支援します。

○歯と口腔の健康づくり月間 (11月1日～30日)

- ・取組みが積極的に行われるよう健康づくり月間を設けます。

○実態調査および施策の見直し

- ・おおむね5年ごとに実態調査を行い、施策の見直しをします。

保健医療関係者・教育関係者・ 社会福祉関係者の役割

(第4条)



○相互、他機関との連携・協力

- ・それぞれの業務において取組みに努め、相互に連携に努めます。

県民の役割

(第7条)



○正しい知識と理解

- ・むし歯や歯周病の予防、歯科検診等の意義への理解を深めるよう努めます。

○自らが健康実現

- ・行政の取組みに積極的に参加したり、かかりつけ歯科医の支援を受けて、歯と口腔の健康づくりに努めます。

事業者・保険者の役割

(第5条、第6条)

○歯科検診等の実施

- ・従業員や被保険者に対する歯科検診等の機会を設けるよう努めます。



市町の役割

(第11条)



○施策の実施、協力

- ・県と協働して歯と口腔の健康づくりの施策を行うことや施策への協力を求めます。